

BBIQオプションサービス FODプレミアムに関する利用規約
株式会社QTnet
2025年9月25日制定

株式会社QTnet（以下、「当社」といいます）は、この「BBIQオプションサービスFODプレミアムに関する利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより「FODプレミアム」（以下、「本サービス」といいます）の申込を受付けます。

第1条 （本規約の適用）

- 1 本規約は、本サービスの利用申込み、解約申込み、ご利用料金のお支払い等について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下、「契約者」といいます）の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

第2条 （申込みの単位）

当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の第3種契約（以下、「BBIQ」といいます）の契約者または「BBIQライト契約約款」の契約（以下、「BBIQライト」といいます）の契約者1回線につき、最大1の本サービスの申込みを受付けします。

第3条 （規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
 - （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

第4条 （本サービスの内容、対象）

- 1 契約者は、本サービスに申込み、株式会社フジテレビジョンとの間で、FOD利用規約に同意することにより、株式会社フジテレビジョンが提

供する、映像配信サービスおよび電子書籍配信サービス「FODプレミアム スタンダードコース」を利用することができます。

- 2 本サービスは、インターネット環境と対応デバイスがあればご利用可能です。ただし、日本国内でのご利用に限ります。
- 3 本サービスは、日本国内に在住する個人を利用対象者とします。海外に在住する個人または日本国内外に所在する法人、その他社団、組合等は本サービスを利用することができません。

第5条 (利用申込の方法)

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約および、株式会社フジテレビジョンが規定するFOD利用規約を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、BBIQまたはBBIQライトの個人契約者に限りません。法人、その他社団、組合等からの申込みは受け付けません。

第6条 (申込の承諾、取消)

- 1 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が、BBIQもしくは、BBIQライトの申込、または契約をされていないとき
 - (3) 契約の申込みをした者が、日本国内に在住または滞在する個人ではないとき
 - (4) 契約の申込みをした者が、本規約または株式会社フジテレビジョンが規定するFOD利用規約に同意されていないとき
 - (5) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (6) 過去に、株式会社フジテレビジョンが規定するFOD利用規約に違反し、同社から申告があったとき、または過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはそのおそれがあるとき
 - (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (8) その他当社が適当でないと判断したとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条 (本サービスの利用開始日)

当社が本サービスを利用するためのライセンスコードを発行した日を
利用開始日とします。

第8条 (FODプレミアムアカウント等)

- 1 契約者が本サービスを利用するためには、当社が発行するライセンスコードを入力し、登録されたFODプレミアムアカウント(本規約において、「FODプレミアムアカウント」または「アカウント」といいます)を開設することが必要となります。
- 2 契約者は、アカウント等(当社が発行するライセンスコードやFODプレミアムアカウントのログインID・パスワード、その他当社が指定する情報を含みます。以下同じとします)を自己の責任において管理するものとし、アカウント等の不正使用が行われないう、その情報を適切に保管する義務を負うものとし、アカウント等について、使用上の誤り、本規約に基づくアカウント等の利用停止、削除その他何らかの理由により契約者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとし、ます。

第9条 (利用契約の解除)

本サービスの契約者は、本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した日を含む暦月の月末をもって、本サービスの解除を受け付けたものとし、ます。

第10条 (当社が行う利用契約の解除)

- 1 当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」第48条、および「BBIQライト契約約款」第15条(利用停止)の規定によりBBIQまたはBBIQライトの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービスの契約を解除することができるものとし、ます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業

務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき

- (3) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
- (4) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
- (5) 契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
- (6) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき
- (7) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (8) 株式会社フジテレビジョンが規定するFOD利用規約に違反し、同社から申告があったとき

- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれがあるときは、この限りではありません。
- 4 当社は、契約者がBBIQまたはBBIQライトの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

第11条（BBIQ、BBIQライトとの合算払い）

契約者は、契約者が株式会社フジテレビジョンとの間で締結する株式会社フジテレビジョンに関する契約に基づく債権のうち、「レンタル・PPV」以外のFODプレミアムサービスの債権を、当社が株式会社フジテレビジョンに立替払いを行い、契約者は別表1に定める月額利用料を、BBIQ、BBIQライトと合算して支払うことに合意するものとします。

第12条（料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間（利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします）について、別表1に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、本サービスの初回申込みの場合における、前項の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して2か月間、別表1に定める月額利用料に0円を適用します。ただし、解約後再度申込みがあった場合は、利用開始日を含む暦月から起算した月額利用料の支払いが必要となります。

3 月額利用料については日割りしません。

第13条（料金の支払い）

契約者は、第12条（料金）に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

第14条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌月から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第15条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響をおよぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある契約者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響をおよぼさないものとします。

第16条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

・別表 1 (月額利用料)

区分	単位	月額利用料
FODプレミアム基本料	1の契約ごとに	1,320円(不課税)
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスの契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月の翌々月から10ヵ月間において、BBIQまたはBBIQライトの月額基本料から、100円(税込額110円)を割引します(「FODプレミアムセット割」といいます)。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は割引を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> (1) BBIQまたはBBIQライトの支払いを要する月額基本料が、割引金額未満の料金月 (2) BBIQが利用休止期間中の料金月 ・FODプレミアム基本料の適格請求書は、株式会社フジテレビジョンが発行します。 		

附則

(実施期日)

本規約は2025年9月25日から実施します。